

## 区割りに関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、今治市PTA連合会会則第13条の規定に基づき、今治市PTA連合会に属する単位PTAの区割りについて定める。

(区割り)

**第2条** ブロックの区割りは3区とし、1区から3区に該当する小中学校は、次のとおりとする。

区(学校数)	学校名 (小=小学校、中=中学校)
1区 (21校)	吹揚小、別宮小、常盤小、近見小、日高小、乃万小、波止浜小、 波方小、日吉中、近見中、西中、北郷中、立花小、鳥生小、桜井小、 国分小、富田小、清水小、立花中、桜井中、南中
2区 (12校)	朝倉小、鴨部小、九和小、大西小、亀岡小、菊間小、岡村小、 朝倉中、玉川中、大西中、菊間中、関前中
3区 (8校)	吉海小、宮窪小、伯方小、上浦小、大三島小、 大島中、伯方中、大三島中

### 附 則

- 1 この規程は、議決の日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年5月12日から施行する。
- 3 この規程は、平成20年5月17日から施行する。
- 4 この規程は、平成23年5月14日から施行する。
- 5 この規程は、平成25年5月11日から施行する。
- 6 この規程は、平成26年5月10日から施行する。
- 7 この規程は、平成27年5月9日から施行する。